

新たな大都市制度について

特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)への質問にお答えします～住民投票までの流れは?～

第27回大都市制度(特別区設置)協議会会長提出資料をもとに作成



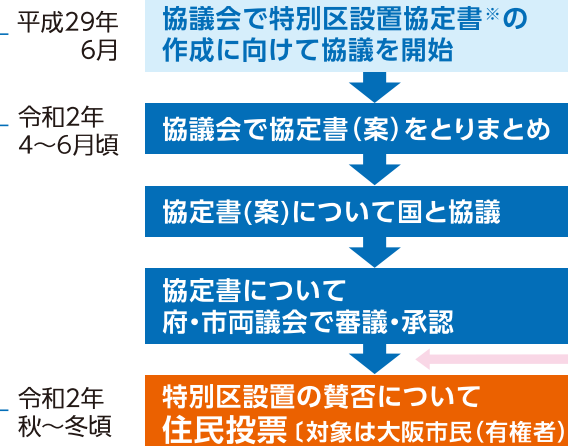
大阪市長 松井一郎

今年秋から冬の住民投票実施に向けて議論を進めています。

大阪のさらなる成長に必要な「広域機能の一元化」と、身近なことは身近で決める「基礎自治機能の充実」に向けて、特別区制度の実現をめざしています。

出前協議会の開催について

3月号でお知らせした出前協議会は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、中止する場合があります。詳しくは大阪市ホームページでご確認ください。



※特別区設置協定書とは

特別区を設置するための具体的な制度設計を定めたものです。特別区設置の日、区の名称・区域、大阪府との事務の分担など、必要となる事項を記載します。



協定書の内容を住民の皆さんに周知

(住民説明会の開催や
広報パンフレットの配布など)

住民投票により、**有効投票総数の過半数が賛成となった場合、現在の大阪市を廃止し、選挙で選ばれた区長と区議会を置く基礎自治体として4つの特別区が設置されます。**
なお、大阪市が担っている広域行政は、大阪府へ一元化します。

【特別区制度(案)では、特別区設置の日は、2025年(令和7年)1月1日】

◆特別区制度については、今後、大都市制度(特別区設置)協議会で協定書の作成に向けて協議されるとともに、議会で審議されます。

問い合わせ ▶ 副首都推進局問い合わせ担当

☎ 6208-8989

FAX 6202-9355

特別区制度全般
についてはこちら

大阪市 特別区 目次

検索

